

文書通信交通滞在費に関する制度見直しを求める意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員選挙の当選者に対し文書通信交通滞在費（以下「文通費」という。）10月分が満額支給されたことに端を発し、文通費の扱いについて多くの国民から批判的な声が挙がっている。

文通費とは、国会法第38条で「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」と規定されており、全ての国会議員に毎月100万円が支給されている。

法律上、当該手当については、使途報告の提出・領収書の添付・残金の返還等の規定はなく、その原資はすべて国民が納めた税金から支給されており、使途とその支出額を明確にしない特権的な現法のままでは、国民の政治不信は治らない。

地方議会ではかねて、政務活動費において市民の不信を招き、改革を重ねてきた。この経緯を踏まえ、文通費においても、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるためにも、下記事項について、早急に所要の法改正等を講じられるよう、強く求める。

記

- 1 文通費の使途については、活動内容がわかる書類及び領収書を添付した収支報告書の提出並びにインターネットでの公開を責務とする規定を設けること。
- 2 文通費に関しては実費精算とし、趣旨に反する使用に関し支給されることがないように、別途詳細なルールを法令で定めること。
- 3 文通費の支出内容は、可能な限りデジタル記録を残せるよう、努力規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛て

兵庫県丹波市議会
議長 藤原 悟